

茅ヶ崎ゴルフ場運営事業者募集要項（第2版）に関する質問と回答

整理番号	資料名	該当ページ	項目名	質問内容	回答
1	事業者募集要項	P 1	「3 事業スキーム」の「ウ」	契約書（案）の内容や文言については、締結までの期間において協議の上で修正される可能性はありますか。	（後日回答）
2	事業者募集要項	P 1	「3 事業スキーム」の「オ」	ゴルフコースはそのまま運営しつつ、コース内の遊休地（例えば旧ナセリ）を多目的に活用することは可能ですか。	ゴルフ場の運営に支障のない範囲で可能です。 なお、募集要項に記載の「ゴルフ場のコース」とは、フェアウェイではなく、クラブハウスより東側を意味しており、ご質問の箇所については転貸を認めません。
3	事業者募集要項	P 5	「（2）応募図書の作成等に関する留意事項及び制限事項」の「ア 提案趣旨書」の「留意事項」	所定の書式のみとなりますか。別添の資料をつけることは可能ですか。	提案趣旨書は、所定の様式（様式7）を使用し、必要に応じて資料を添付してください。 土地及び建物利用計画も同様です。
4	事業者募集要項	P 7	「（2）応募図書の作成等に関する留意事項及び制限事項」の「エ 借受賃料提案書」の「留意事項」	「なお、樹林帯の面積（約 17,000 m ² ）は、事業者選定後に行われる樹林帯でない部分の飛砂防備保安林の指定解除の結果によって、増減する可能性があります。」とある部分について、当該なお書きの前文で「賃料発生しない」とあるので、仮に指定解除の結果により樹林帯の面積増減があっても賃料は引き続き発生しない、と解してよいでしょうか。	（後日回答）
5	事業者募集要項	P 10	「10 その他留意事項」	「現況のまま貸し付け」とありますが、地権者さま側で修繕・維持管理を行う部分について、現況で既に故障等の不具合が明らかに確認できる場合は、どのような扱いになります	現在すでに営業上支障がある故障等の不具合があれば、県・茅ヶ崎協同株式会社で確認のうえ、必要な修繕等を行います。

				か。	
6	事業者 募集 要項	P 11	「10 その他留意事項」	終了時の「原状回復」は、どこまでになりますか。例えば、修理や交換した設備についての扱い、バンカーやカート道路等の補修・増設・撤去、場外飛球や打球事故防止のための設備の増設、既存の建物の部分的なリノベーションなどは、どのような扱いとなりますか。	基本的には、バンカーやカート道路等の既存の設備に対する補修については原状回復を求めませんが、バンカーやカート道路、場外飛球防止設備などの新設や増設については原状回復を求めます。
7	事業者 募集 要項	P 11	「10 その他留意事項」	「台風等自然災害に係る工作物等の多額の修繕費」とある部分について、「多額の」との記載がありますが、「多額」がどの程度の金額を指すのかなど、契約書などで基準値など示される予定でしょうか。	500万円程度を想定していますが、具体的には状況に応じて事業者と協議しますので、基準値を示す予定はありません。